

安城市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき  
監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年5月26日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 大屋 明 仁

## 第1 監査の種類

定例監査

## 第2 監査の対象及び期間

福祉部社会福祉課 令和8年3月5日から4月30日まで

市民生活部危機管理課 令和8年3月5日から4月30日まで

## 第3 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、福祉部社会福祉課及び市民生活部危機管理課から提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査し、関係職員の説明を聴取するとともに、前回の定例監査での留意事項等が処理されているかについても注意を払って実施した。

## 第4 監査の方針

令和8年2月末日までの令和7年度の予算執行事務及び委託契約等の執行事務が適正に行われているか、また、備品の保管及び財産の管理が良好に行われているかについて監査した。なお、必要に応じて対象期間外のものも監査した。

## 第5 監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は「おおむね適正に処理されている」と認められた。ただし、次に掲げる事務において「指導事項」が見受けられたので適切な措置を講じられたい。このことは、当該部署はもとより、他の部署においても共有すべき事項となるため、事務処理の見直しや改善の際の参考とされたい。

### 福祉部社会福祉課

#### 【指導事項】

#### 1 支出関係

概算払及び資金前渡の精算が3か月以上遅延しているものが見受けられたため、再発防止に努められたい。

#### 2 会計年度任用職員関係

報酬支払業務において、打刻個人表と報酬等内訳書に不整合があり、給与支払額に誤りがあったため、再発防止に努められたい。

### 市民生活部危機管理課

#### 【指導事項】

契約事務において、前回と同様に見積執行調書に見積執行日の記載がないもの

が見受けられたため、再発防止に努められたい。